



5 学校見学・体験

新座市では、特別支援学級の見学、体験日を設定しております。学校見学・体験は、お住まいの地域の指定校のみ（徒歩による通学距離が最も近い学校が指定校）の見学となります。

見学・体験では、担当者との質疑応答時間も設けております。申込みを希望される場合には、在籍校まで御連絡ください。それぞれの学校の見学日につきましては、4月下旬頃に決定いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等により、予定を変更させていただく場合がございますので、予め御了承ください。



6 就学相談票の記入

就学相談票は、市内共通の様式になります。各学校に準備しておりますので、在籍校に御相談ください。保護者の方に御記入いただく様式は、1枚です。

保護者記入票の丸の部分には、下記の「就学先についての保護者の意向」欄があります。この項目は審議にあたり特に重要な項目になりますので、必ず御記入いただきますよう、お願いいたします。

なお、就学相談票の提出につきましては、在籍校と十分に面談の上、御提出をお願いいたします。

の就 保 学 先 に の つ 意 い 向 て	記入必須	提出時点までのご案内 1 通常の学級 2 通常の学級＋特別支援学級 3 特別支援学級 4 特別支援学級＋特別支援学校 5 特別支援学校 6 連絡指導教室（資源・特級）
--	------	---

様式のおわりに、資料の提供について承諾の有無を御記入いただく欄があります。

就学にあたり相談票や資料、諸調査の結果等の写しについて、就学先の学校、関係機関等に提供することに関する項目です。御確認をお願いいたします。

* 就学相談資料等の扱いについて（確認）*

就学にあたり、相談で作成した相談票及び資料・諸検査の結果等の写しについて、就学先の学校及び関係機関に提供することを（ 承諾します ・ 承諾しません ）。

令和 年 月 日 保護者氏名



令和4年度 新座市就学相談のしおり



平素より、本市の教育活動に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。本市では、市立各小・中学校に在籍している児童生徒の令和4年度就学相談が始まります。

新座市教育委員会では、お子様の教育的ニーズに応じた学びの環境を整え、充実した学校生活が送れるように新座市就学支援委員会による就学相談を実施しております。

～「共に育ち、学ぶ」よりよい就学に向けて～

市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

学校教育法施行令の一部改正（文部科学省：平成25年9月1日施行）を受けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育推進の報告において、上記のとおり基本的な前提として位置づけられています。共に暮らすための新座市障がい者基本条例に基づき、「共に育ち、学ぶ」教育環境の推進を図りながら、ていねいでわかりやすい就学相談を心がけてまいります。

お子様の就学にあたり、御心配やお困りごと、気になること等がございましたら、在籍校へ御相談ください。

◇ 目次 ◇

- ① 共生社会の形成に向けた特別支援教育
- ② 新座市立小・中学校特別支援学級の概要
- ③ 新座市通級指導教室の概要
- ④ 新座市就学相談の流れ
- ⑤ 学校見学・体験
- ⑥ 就学相談票の記入





1 共生社会の形成に向けた特別支援教育

埼玉県では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのあるなしに関わらず、児童生徒が「共に学ぶこと」を追求するとともに教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」を構築することを目指しています。

多様な学びの場

- 通常の学級
- 通級による指導
- 特別支援学級
- 特別支援学校

共に学ぶことを追求する仕組み

- 交流及び共同学習
- 支援籍学習
- ※「支援籍学習」は、埼玉県独自の制度です。

新座市では、この連続性のある「多様な学びの場」を中心とした仕組み等を十分に活用し、一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細かい指導や支援ができるよう、取り組んでおります。



2 新座市立小・中学校特別支援学級の概要

新座市には、小学校14校、中学校全6校に特別支援学級が設置されています。令和4年度は小学校3校の設置が決定し、小学校全17校の設置になります。学級設置の内訳は、知的障がい学級23校、自閉症・情緒障がい学級22校、弱視学級3校です。それぞれの学級において、児童生徒一人一人の障がいの状況、発達段階、特性に応じた教育を行っております。

また、学習発表会や作品展などの市内合同の行事があり、市内の特別支援学級間において交流が活発に行われております。どの学級においても、児童生徒の自立に向け、課題を設定しながら取り組んでおります。



3 新座市通級指導教室の概要

新座市では、3か所に通級指導教室を設置しております。通級指導教室は、通常の学級での学習に概ね参加できており、聴覚や話ことばの障がい、発達障がいや情緒障がいがある児童生徒の指導を対象としております。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服することを目的とした指導を行う教室です。

入級決定となった児童生徒は通常は在籍校で学び、週1回（2時間程度）特定の時間に通級指導教室に通います。通級の際には、保護者の方の送迎が原則となります。通級に関する時間につきましては、遅刻や欠席扱いにはならず、在籍校での出席扱いとなります。入級につきましては、学校と相談の上、就学相談票を提出していただき、就学相談を進めていきます。

- 難聴・言語障がい
- 「きこえとことばの教室」
- ・小学生対象
- ・設置校：八石小学校

- 発達障がい・情緒障がい
- 「あじさいルーム」
- ・小学生対象
- ・設置校：新座小学校

- 発達障がい・情緒障がい
- 「すずらんルーム」
- ・中学生対象
- ・設置校：第三中学校



4 新座市就学相談の流れ

(1) 就学相談の申込み ※正式な提出期日は、学校からお知らせします。

- ① 小学校第6学年で、特別支援学級に在籍している児童生徒 5月末頃まで
- ② 通級指導教室希望の児童生徒 6月末頃まで
- ③ 就学相談を希望される全ての児童生徒 8月中旬頃まで

(2) 就学相談票の提出

- ① 就学相談票
- ② 心理・発達検査結果等の写し

※心理・発達検査は、おおよそ2年前までに実施された結果が必要になります。
※検査から年数が経過している場合、未実施の場合には受検をお願いしております。

(3) 日常生活状況の把握

就学支援委員や特別支援教育推進員を中心として、在籍の学校へ出向き、行動観察を行います。

(4) 就学支援委員会による審議

発達検査の有無や書類の確認等で、在籍校から御連絡をさせていただく場合があります。

(5) 学校との面談

面談の準備が整い次第、在籍校より御連絡をさせていただき、日程調整の上、実施いたします。

(6) 次年度就学先決定（11月下旬頃まで）

